

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示	67
○特定調達契約に係る入札の公告	68
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）	69
○道営土地改良事業計画の決定（2件）	70
○道営土地改良事業変更計画の決定	70
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	70
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	71
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	71
○土砂災害警戒区域の指定	71
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	75
○都市計画事業の認可	76
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	76

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示	77
○特定調達契約に係る入札の公告	77
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）	78
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）	80
○特定調達契約に係る落札者等の公示	82

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示	83
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）	84

告 示

北海道告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月21日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和2年2月21日に一般競争入札の公告を行う北海道指定庁舎等で使用する電力（高压電力）の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高压（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年2月21日（金）から同年3月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午

前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 名 称 | 北海道総務部総務課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-204-5120 |

北海道告示第124号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月21日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道指定庁舎等で使用する電力（高圧電力）

ア 高圧電力（一般）

- | | | |
|-----------|-------------------|------------|
| (ア) 基本料金 | （契約電力1kW当たりの単価） | 50kW |
| (イ) 電力量料金 | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 179,100kWh |

イ 高圧電力Ⅰ型（一般）

- | | | |
|-----------|-------------------|------------|
| (ア) 基本料金 | （契約電力1kW当たりの単価） | 294kW |
| (イ) 電力量料金 | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 842,100kWh |

ウ 高圧電力Ⅰ型（時間帯別）

- | | | |
|---------------|-------------------|-----------|
| (ア) 基本料金 | （契約電力1kW当たりの単価） | 20kW |
| (イ) 電力量料金（昼間） | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 37,400kWh |
| (ウ) 電力量料金（夜間） | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 45,400kWh |

エ 高圧電力Ⅲ型（時間帯別）

- | | | |
|---------------|-------------------|------------|
| (ア) 基本料金 | （契約電力1kW当たりの単価） | 240kW |
| (イ) 電力量料金（昼間） | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 723,000kWh |
| (ウ) 電力量料金（夜間） | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 700,700kWh |

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道告示第123号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用会議室C（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入札日時 令和2年4月2日（木）午前10時（送付による場合は、同月1日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総金額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5120

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government

a Contract type : High voltage power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 50 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 179,100 kWh

b Contract type : High voltage power type I (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 294 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 842,100 kWh

c Contract type : High voltage power type I (by timezone)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 20 kW

(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 37,400 kWh

(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 45,400 kWh

d Contract type : High voltage power type III (by timezone)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 240 kW

(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 723,000 kWh

(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract

period : 700,700 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 2, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than April 1, 2020)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5120

北海道告示第125号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年2月21日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|--------------------|------|
| (1) パーソナルコンピュータの購入 | 1台 |
| (2) パーソナルコンピュータの購入 | 2台 |
| (3) パーソナルコンピュータの購入 | 20台 |
| (4) パーソナルコンピュータの購入 | 254台 |

2 落札を決定した日

令和2年2月3日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)、(2)及び(4)

ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

(2) 1の(3)

ア 氏 名 大丸株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- | | |
|-----|-------------|
| (1) | 268,950円 |
| (2) | 434,500円 |
| (3) | 2,354,000円 |
| (4) | 32,633,920円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月7日付け北海道告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	
北海道告示第126号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年2月21日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 14台分 (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 23台分 2 落札を決定した日 令和2年2月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地 (2) 1の(2) ア 氏 名 富士通リース株式会社 イ 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地 4 落札金額 (1) 46,662円 (2) 56,760円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年1月7日付け北海道告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	北海道知事 鈴木直道 地区名 事業の種類 縦覧場所 若 松 農業用排水施設、区画整理 北海道檜山振興局 網走南部西第2 区画整理、客土、暗渠排水 北海道オホーツク総合振興局 小清水南第2 農業用道路、区画整理、客土、暗渠排水 同 中央美和 農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水 同 女満別東部高台2 同 同
北海道告示第127号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、令和2年2月25日から20日間、一般の縦覧に供する。 令和2年2月21日	北海道告示第128号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、令和2年2月25日から20日間、一般の縦覧に供する。 令和2年2月21日 北海道知事 鈴木直道 地区名 事業の種類 縦覧場所 拓実北 区画整理 北海道オホーツク総合振興局 拓実南 同 同
	北海道告示第129号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、令和2年2月25日から20日間、一般の縦覧に供する。 令和2年2月21日 北海道知事 鈴木直道 地区名 事業の種類 縦覧場所 春 辺 沢 農業用排水施設 北海道胆振総合振興局 士幌佐倉第2 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、除礫 北海道十勝総合振興局
	北海道告示第130号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和2年2月21日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町上足寄263の1、268の1、268の5 2 指 定 の 目 的 水源の涵養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和2年2月21日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 空知郡南幌町780の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第132号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年2月21日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年2月21日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

深瀬の沢川（Ⅱ-06-0050）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

雨竜郡北竜町字恵岱別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

多田の沢川（Ⅱ-06-0060）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

雨竜郡北竜町字恵岱別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

小豆谷口の沢川（Ⅱ-06-0070）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

雨竜郡北竜町字西川（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

三谷（〈2〉-0-5）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

雨竜郡北竜町字三谷（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

小豆沢（〈2〉-0-6）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

雨竜郡北竜町字西川（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

藤井の沢（〈3〉-0-16）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

雨竜郡北竜町字西川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ヌブリコマ菊丘支流川（Ⅱ－06－0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字菊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ヌブリコマ内大部川（Ⅰ－06－0300） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字菊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 岡林の沢川（Ⅱ－06－0310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字菊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中本の沢川（Ⅱ－06－0330） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字吉住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山田の沢川（Ⅱ－06－0140） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市鷹泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 土田右の沢川（Ⅱ－06－0150）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市鷹泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大倉沢川（Ⅰ－06－0230） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 原の沢川（Ⅱ－06－0250） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市湯内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 入志別西山の沢川（Ⅱ－06－0260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市納内町字納内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 青木の沢川（Ⅱ－06－0270） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市納内町字納内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中村の沢川（Ⅱ－06－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市納内町字納内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
--	---

神社の沢川（Ⅱ－06－0360） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字吉住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小吉住沢川（Ⅱ－06－0370） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字吉住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下吉住沢川（Ⅱ－06－0380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字吉住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上吉住沢川（Ⅱ－06－0390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字吉住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 村中の沢川（Ⅱ－06－0410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字内園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 タモニナイ川（Ⅱ－06－0440） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字国見（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 チプサクトクサク川（Ⅱ－06－0460） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字音江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 インター１の沢川（Ⅱ－06－0470） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字音江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 インター２の沢川（Ⅱ－06－0480） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字音江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 待合左の沢川（Ⅰ－06－0490） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字音江、字豊泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 待合川（Ⅰ－06－0500） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字音江、字豊泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オキリカップの沢川（Ⅰ－06－0520） (2) 土砂災害警戒区域の表示 深川市音江町字向陽、字豊泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

土石流

30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オキリカップ川（Ⅱ－06－0530）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字向陽、字豊泉（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
デバウシナイ川（Ⅱ－06－0540）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字向陽（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
デバウシナイ右の沢川（Ⅱ－06－0550）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字向陽（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
チャオヤウシナイ川（Ⅱ－06－0560）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字向陽（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
音江（0－60－60）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字国見、字音江（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
内園（0－62－62）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字内園（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
不知火（0－79－445）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市鷹泊、ウッカ、幌内（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
納内1（〈3〉－0－14）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市納内町字納内（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
クズレ岬（2－16－139）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
奥尻郡奥尻町字湯浜（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東風泊（2－15－138）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
奥尻郡奥尻町字宮津、字球浦（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神威脇川（Ⅰ－25－0160）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
奥尻郡奥尻町字湯浜（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮津沢川（Ⅰ－25－0120）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

奥尻郡奥尻町字宮津（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東風泊川（Ⅰ－25－0100） (2) 土砂災害警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字宮津、字球浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第134号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 令和2年2月21日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 竜西4号右の沢川（Ⅰ－06－0040） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 雨竜郡北竜町字竜西（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 吉住川（Ⅱ－06－0340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 深川市音江町字菊丘、字吉住（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	宮津川（Ⅱ－25－0110） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字宮津（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻湯浜（Ⅰ－2－502－1540） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字湯浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 港川（Ⅰ－25－0150） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字湯浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻宮津1（Ⅰ－2－533－1571） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字宮津（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻宮津3（Ⅱ－2－344－1127） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字宮津（次の図のとおり）
--	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻宮津4（Ⅰ－2－534－1572） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字宮津（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻宮津5（Ⅰ－2－535－1573） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字宮津（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 桜屋敷川（Ⅱ－25－0090） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻球浦5（Ⅱ－2－341－1124） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻球浦6（Ⅱ－2－342－1125） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻球浦7（Ⅱ－2－343－1126） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第135号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 令和2年2月21日 北海道知事 鈴木直道 <table border="0"> <tr> <td>1 施 行 者 の 名 称</td><td>帯広市</td></tr> <tr> <td>2 都市計画事業の種類及び名称</td><td>帯広圏都市計画道路事業（3・4・39号 18条通）</td></tr> <tr> <td>3 事業施行期間</td><td>令和2年2月21日から令和7年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>4 事業地（収用及び使用の部分）</td><td>帯広市西18条南3丁目、西19条南3丁目地内</td></tr> </table> 北海道告示第136号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 令和2年2月21日 北海道知事 鈴木直道	1 施 行 者 の 名 称	帯広市	2 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・4・39号 18条通）	3 事業施行期間	令和2年2月21日から令和7年3月31日まで	4 事業地（収用及び使用の部分）	帯広市西18条南3丁目、西19条南3丁目地内
1 施 行 者 の 名 称	帯広市								
2 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・4・39号 18条通）								
3 事業施行期間	令和2年2月21日から令和7年3月31日まで								
4 事業地（収用及び使用の部分）	帯広市西18条南3丁目、西19条南3丁目地内								

1 施 行 者 の 名 称 函館市 2 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・113号昭和団地通） 3 事業 施 行 期 間 平成25年8月30日から令和4年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 変更なし	届け出ていること。 (3) 平成30年度又は令和元年度において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第17号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年2月21日 北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚 1 資格及び調達をする特定役務の種類 令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和2年2月21日に一般競争入札の公告を行うスクールバス賃貸借契約 ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約 イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約 ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約 エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約 オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約 カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約 (2) 資 格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。 (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ	3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年2月21日（金）から同年3月4日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5872 北海道教育庁石狩教育局告示第18号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年2月21日 北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 北海道札幌養護学校スクールバスの賃貸借（1日当たりの単価）

- イ 北海道真駒内養護学校スクールバスの賃貸借（１日当たりの単価）
ウ 北海道拓北養護学校スクールバスの賃貸借（１日当たりの単価）
エ 北海道星置養護学校スクールバスの賃貸借（１日当たりの単価）
オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバスの賃貸借（１日当たりの単価）
カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバスの賃貸借（１日当たりの単価）
調達予定数量については、別紙「学校別コース一覧」のとおりとする。
（別紙「学校別コース一覧」は省略し、３の場所に備え置いて縦覧に供する。）
アからカまでの入札については、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 令和２年４月１日から令和３年３月31日まで
(4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和２年北海道教育庁石狩教育局告示第17号に規定するスクールバス賃貸借契約入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 札幌市中央区北３条西６丁目 北海道庁本庁舎11階共用Ａ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
(2) 入札日時 令和２年３月11日（水）午後１時30分（送付による場合は、同月10日（火）午後５時までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 ３に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北３条西７丁目
(3) 電話番号 011-204-5872

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
- a The school bus rental contract of the Hokkaido Sapporo Special Needs School
 - b The school bus rental contract of the Hokkaido Makomanai Special Needs School
 - c The school bus rental contract of the Hokkaido Takuhoku Special Needs School
 - d The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki Special Needs School
 - e The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki School Hoshimi High School Special Needs School
 - f The School bus rental contract of the Hokkaido Sapporo Hushimi Special Needs School
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 11, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 10, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和２年２月21日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（北海道札幌東商業高等学校総合実践装置）（1月当たりの単価） 42台分
- 2 落札を決定した日
令和2年2月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額
305,910円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年1月7日付け北海道教育庁石狩教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年2月21日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（北海道石狩翔陽高等学校総合実践装置）（1月当たりの単価） 62台分
- 2 落札を決定した日
令和2年2月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額
304,425円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

令和2年1月7日付け北海道教育庁石狩教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年2月21日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 - (1) 調達をする物品等の名称 石狩管内道立学校で使用する電力
 - (2) 低圧電力の契約種別及び調達予定数量
 - ア 従量電灯
 - (ア) 基本料金（契約電力1契約当たりの単価）
 - a 1校 30A
 - b 2校 40A
 - (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）
 - a 使用電力量最初の120kWhまで 3校 合計3,017kWh
 - b 使用電力量120kWhを超え280kWhまで 3校 合計3,170kWh
 - c 使用電力量280kWhを超える分 3校 合計15,273kWh
 - イ 従量電灯C
 - (ア) 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 2校 合計696kVA
 - (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）
 - a 使用電力量最初の120kWhまで 2校 合計2,816kWh
 - b 使用電力量120kWhを超え280kWhまで 2校 合計2,924kWh
 - c 使用電力量280kWhを超える分 2校 合計8,689kWh
 - ウ 低圧電力
 - (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 6校 632kW
 - (イ) 電力量料金（使用電力量1kWhまでの単価） 6校 合計9,702kWh
 - 2 落札を決定した日
令和2年2月13日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 エフビットコミュニケーションズ株式会社
 - (2) 住 所 京都府京都市南区東九条室町23
 - 4 落札金額

(1) 従量電灯 ア 基本料金（契約電力1契約当たりの単価） (ア) 30A 838円86銭 (イ) 40A 1,043円46銭 イ 電力量料金（30A）（使用電力量1kWh当たりの単価） (ア) 使用電力量最初の120kWhまで 19円66銭 (イ) 使用電力量120kWhを超え280kWhまで 24円82銭 (ウ) 使用電力量280kWhを超える分 27円87銭 ウ 電力量料金（40A）（使用電力量1kW当たりの単価） (ア) 使用電力量最初の120kWhまで 18円34銭 (イ) 使用電力量120kWhを超え280kWhまで 23円15銭 (ウ) 使用電力量280kWhを超える分 26円00銭 (2) 従量電灯C ア 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 245円52銭 イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） (ア) 使用電力量最初の120kWhまで 17円26銭 (イ) 使用電力量120kWhを超え280kWhまで 21円79銭 (ウ) 使用電力量280kWhを超える分 24円47銭 (3) 低圧電力 ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 527円67銭 イ 電力量料金（使用電力量1kWhまでの単価） 7円24銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年12月24日付け北海道教育庁石狩教育局告示第109号 7 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁後志教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年2月21日 北海道教育庁後志教育局長 櫻 井 康 雄	1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和2年6月1日から令和7年5月30日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。 (5) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和2年2月21日（金）から同年3月10日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
---	---

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎1階保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和2年3月24日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月23日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年5月17日付け北海道教育庁後志教育局告示第2号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電話番号 0136-23-1979
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer and peripheral devices 42 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 24, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 23, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁胆振教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和2年2月21日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び予定数量
- ア スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 室蘭コースA）1日2運行（1日当たりの単価） 95日
- イ スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 室蘭コースB）1日3運行（1日当たりの単価） 110日
- ウ スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 登別コースA）1日2運行（1日当たりの単価） 95日
- エ スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 登別コースB）1日3運行（1日当たりの単価） 74日
- オ スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 登別コースC）1日3運行（1日当たりの単価） 36日
- カ スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 伊達コースA）1日2運行（1日当たりの単価） 95日
- キ スクールバスの賃貸借（北海道室蘭養護学校 伊達コースB）1日3運行（1日当たりの単価） 110日

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
北海道教育庁胆振教育局告示第11号に規定するスクールバス賃貸借契約（北海道室蘭養護学校）に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室（郵送による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和2年3月17日（火）午前11時30分（送付による場合は、同月16日（月）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局長へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。この場合において、当該積算内訳書に不備等がある場合は、当該積算内訳書に

- 係る入札を無効とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電話番号 0143-24-9605
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
- a School Bus Charter (Muroran course) twice / day 95 days
- b School Bus Charter (Muroran course) three times / day 110 days
- c School Bus Charter (Noboribetsu course) twice / day 95 days
- d School Bus Charter (Noboribetsu course) three times / day 74 days
- e School Bus Charter (Noboribetsu course) three times / day 36 days
- f School Bus Charter (Date course) twice / day 95 days
- g School Bus Charter (Date course) three times / day 110 days
- B Bid tendering date and time : 11 : 30 A.M., March 17, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 16, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-chome 1-4, Kaigan-cho, Muroran 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁渡島教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年2月21日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
渡島管内道立学校で使用する電力
- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
21校 合計1,381kW

(2) 電力量料金（使用電力量 1 kWh当たりの単価） 21校 合計3,291,214kWh 2 落札を決定した日 令和 2 年 2 月 6 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エネット (2) 住 所 東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号 4 落札金額 (1) 基本料金（契約電力 1 kW当たりの単価） 637.00円 (2) 電力量料金（使用電力量 1 kWh当たりの単価） 18.46円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年12月20日付け北海道教育庁渡島教育局告示第37号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号	(3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の 1 の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前 1 年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1 件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。 (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第 4 項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第 4 項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第 5 の環境配慮審査基準に適合する者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和 2 年 2 月 21 日（金）から同年 3 月 31 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道警察のホームページ（https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の 3 の(1)のアからウまで及び(2)、4 の(1)及び(3)並びに 5 の(2)による。 6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第117号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。 令和 2 年 2 月 21 日 北海道警察本部長 山 岸 直 人 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和 2 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 2 号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和 2 年 2 月 21 日に一般競争入札の公告を行う北海道警察札幌方面指定庁舎電力（業務用）の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）	

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2238

北海道警察本部告示第118号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月21日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道警察札幌方面指定庁舎で使用する電力（業務用）

ア 業務用電力（一般）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	239kW
(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	730,689kWh

イ 業務用電力（平日休日別）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	1,734kW
(イ) 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価）	5,042,443kWh
(ウ) 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価）	2,154,687kWh

ウ 予備電力

(ア) 基本料金（予備線）（契約電力1kW当たりの単価）	414kW
(イ) 基本料金（予備電源）（契約電力1kW当たりの単価）	378kW

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道警察本部告示第117号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和2年4月24日（金）午後1時40分（送付による場合は、

同月23日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価。以下「単価」という。）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2238

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of Hokkaido Prefectural Police

a Contract type : Commercial power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 239 kW

- (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 730,689 kWh
- b Contract type : Commercial power (by weekday holiday)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,734 kW
- (b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 5,042,443 kWh
- (c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 2,154,687 kWh
- c Contract type : emergency power
- (a) A basic charge (standby line) per kW, The estimated electricity contract : 414 kW
- (b) A basic charge (secondary power) per kW, The estimated electricity contract : 378 kW
- B Bid tendering date and time : 1 : 40 P.M., April 24, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 23, 2020)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2238

北海道警察本部告示第119号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月21日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
交通違反原票入力OCR装置 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和2年7月1日から令和7年12月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年2月21日（金）から同年3月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 令和2年4月3日（金）午後2時15分（送付による場合は、同月2日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2237
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Optical Character Reader (OCR) and other necessary equipment for reading and processing traffic violation entry sheet : 5 units (leasing fee per month)
- B Bid tendering date and time : 2 : 15 P.M., April 3, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 2, 2020)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2237
-